

国土交通省 国土政策局
特定居住支援法人モデル構築実証調査 参加団体募集要領

1. 調査の趣旨

二地域居住は、ライフスタイルの多様化に応じた自己実現を促すとともに、都市と地方の間に新たな人の流れを創出し、地域の担い手不足解消や国土全体の多様な自然資本・文化資本の活用による地域経済の活性化、さらには広域避難先の事前確保などの極めて大きな社会的意義を有している。しかし、その促進においては、二地域居住者が受入れ地域のコミュニティから受け入れられない、地域が求める人材ニーズと二地域居住者のスキルセットが合致しない、地域が提供可能なリソースやサービスと二地域居住者の求めるニーズがそぐわない等の課題が存在する。その課題を解決し、二地域居住者と地域の効果的なマッチングや二地域居住先での受入れ体制の構築を図っていく上では、地域と二地域居住者を繋ぐ中間支援組織的な役割を担う多様な民間事業者・NPO等の育成・確保が重要となる。

こうした趣旨から、令和6年通常国会で成立した広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律により、二地域居住者と受入れ地域の間を取り持ち、双方をコーディネートする法人（以下「特定居住支援法人」という。）の指定制度が創設された。

特定居住支援法人については、そのあり方や求められる役割が多様であることもあり、特定居住支援法人がどのような活動を行うことが効果的か、そのパターンやロールモデルが、まだ十分に蓄積できている状況ではないことから、特定居住支援法人の取組のモデル化とそれによる裾野の拡大が求められている。

本実証調査は、特定居住支援法人の更なる取組の蓄積に向けて、モデルとなる様々なパターンの取組の創出をめざし、地方公共団体と連携して二地域居住等の促進に取り組むNPO法人、民間事業者等が実施する先導的な取組の調査・分析等を実施するものである。

2. 調査の概要

(1) 各団体の取組内容

① 特定居住支援法人のモデル事例創出（実証調査）

実証調査の対象となる取組は、下記の取組例を想定している。

【支援対象となる取組例（例示であって限定的な類型ではない）】

<ア. 広域型>

（例1）複数自治体の面的連携

- ・地域の情報を吸い上げ、地域ニーズを把握し圏域単位のマッチングを実施

（例2）都市部の送り出し地域と地方の受け入れ地域の連携

- ・都市部人材のニーズ・スキルと受け入れ先のニーズをマッチングさせる。

（例3）民間事業者が全国域・地方ブロック・都道府県域等でサービスを展開

- ・全国的に活用される既存のプラットフォームから得られた知見を活かし、検索性の高

いアプローチ手法を検証

- ・知見のある全国団体による各種専門人材の育成や転職サービスとの連携・求人手法のスキル強化を通して、地域で必要とされる専門人材の育成を検証

<イ．地域密着型>

- ・基本的に一市区町村を主な活動範囲とし、地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、なりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

(具体例)

○ 二地域居住希望者のニーズ及び受入れ地域が求める人材・スキルの見える化

- ・マッチング支援のための「スキル×地域課題対応表」やデータベースを構築、二地域居住者への副業として、仕事の切り出しやマニュアル作成

○ 地域側の受入れ体制強化

- ・地域内の関係者との連携体制を構築するコーディネーター等の配置によりマッチング後のサポート体制を整備

② 取組に付随して実施する業務

- ・取組の終了時に、「2. (2) 成果品」に記載する成果品を作成し、提出する。報告書では、取組の実施内容のほか、効果検証の結果、得られた成果・課題等に加え、取組を通じて得られた知見やポイント等を取りまとめることとする。
- ・必要に応じて国土交通省が求めた場合に、進捗状況等の報告及び打合せを行う（オンラインを含む）。
- ・選定団体の申請書類について、個人情報やマスキング等の適切な処理をした上で、全国二地域居住促進官民連携プラットフォームの会員に提供可能な形式で当該プラットフォームの事務局に提出することとする。
- ・全国二地域居住促進官民連携プラットフォームのホームページにおいて、選定団体の各会員ページで本調査の報告書を掲載することとする。

(2) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書のデータ（10項、PDF形式及びWord等の編集可能なもの） 一式
- ・報告書の概要データ（1項、PDF形式及びWord等の編集可能なもの） 一式
- ・その他監督職員の指示するもの 一式

なお、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

(3) 対象地域

対象地域（対象区域又は対象とする土地）は問わない。提案の中で対象地域を明らかにすること。

(4) 取組実施期間

対象とする取組の決定通知の交付日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 支援対象者

特定居住支援法人もしくは特定居住支援法人が代表者を務めるコンソーシアムとする。

(※1) 指定の見込みを証する書面もしくは指定書を提出すること。

(※2) コンソーシアムの場合、全ての構成団体で指定を取る必要はない。

(※3) 取組内容にそって市区町村より指定を受けていること。

(※4) 特定居住支援法人が「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」の会員であること。(※参画の見込みを応募様式に記載すれば、応募は可能とする)

なお、本取組における代表者及び取組実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、取組実施に係る責任体制を整備すること。

3. 支援の額及び支援対象外経費

(1) 支援の額

支援の額については、下記の2種類の設定を目安として、取組の趣旨・内容やその規模について審査の上、支援額の上限を決定する。

支払いは、国土交通省が実施する調査の受託者から支援対象者へ行う。なお、支払いは取組完了時の一括精算とする。

<ア. 広域型>：1団体あたり1～2,000万円程度

<イ. 地域密着型>：1団体あたり2～500万円程度

(2) 支援対象とならない経費の例

- ・取組の実施に直接必要とならない経費（従前から実施している活動の運営経費等）
※自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。
- ・取組実施期間内に実施（支出）されない活動等に係る経費
- ・取組の補助員に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う賃金以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与等の各種手当。ただし、労働派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費は可。）
- ・取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備、用地の取得、備品の購入等の経費（ただし、消耗品の購入や設備のリースは可）
- ・営利のみを目的とした活動に係る経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・取組実施者における経常的な経費（実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）

- ・取組の内容に照らし、取組実施者において当然備えているべき機器・備品等
（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食費
- ・委託費に含まれる謝金
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・振込手数料
- ・本取組の申請に要した費用
- ・取組実施中に発生した事故・災害等の処理のための経費
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（ただし、他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にできるものは可）
- ・その他、当該取組の実施に関連性のない経費
- ・二地域居住者に対する直接的な経費（交通費、宿泊費等）
※ただし、調査の一環として実施するモニターツアー等の実施に要する経費は除く。

4. 応募手続

応募の際は、別添様式により応募資料を作成し、下記の提出先まで電子メールにより提出すること。なお、応募受領の確認を2営業日以内に電子メールにて送付することとする。

【提出資料】 応募資料（別添様式）※様式の変更等は不可

【応募締切】 令和8年5月29日（金）12時00分 必着

【提出先】 株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部

担当：後藤、田中、前原

E-Mail：syaken_06★jmar.co.jp（★を@に変えて送信してください）

TEL：03-3578-7529（直通）

5. 提出物

以下の資料を4. 応募手続に記載のとおり提出すること。

- (1) 応募様式Excel（様式1～5）
- (2) 応募様式PDF（様式1～5）
- (3) 特定居住支援法人を証する書面もしくは見込みを証する書面
- (4) 調査の概要資料

※取組内容が分かる資料として、指定様式のパワーポイント1枚で作成すること。なお、この資料は二地域居住等促進官民連携プラットフォームに掲載される、また、国土交通省で二地域居住の取組を紹介する場合に使用される可能性があるため、留意すること。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

「4. 応募手続」に記載の提出期限までに応募があった取組の中から、下記(2)の「評価基準」をもとに、以下に示す数を目安に選定する予定である。

選定に当たって、応募内容についてヒアリングを実施したり、追加資料の提出等を求めたりする場合がある。

<ア. 広域型> : 5～10 法人程度

<イ. 地域密着型> : 20～30 法人程度

(2) 評価基準

【①：実証調査の趣旨との整合性】

- ・特定居住支援法人のモデル形成に資する取組か。(支援法人の役割や活動が見える取組となっているか。)
- ・地域と二地域居住者のニーズをマッチングさせる取組内容であり、具体的かつ有用なアプローチや手法が見られる取組となっているか。
- ・地域に及ぼす影響(経済的効果や地域活性化等)、調査を通じて得られた成果及び明らかとなる課題等の整理方法は適切か。(どのような観点でとりまとめるか。)

【②：公益性・汎用性】

- ・他の地域のモデルとなる汎用性が見込めるか。

【③：実現可能性】

- ・検証する内容や履行期間を通じて取り組む計画等(必要な資金や参加者の確保、スケジュール等)が具体的であり、取組内容及び目指すべき方向性に整合性があるか。

【④：的確性】

- ・地域の課題やニーズに的確に対応しているか(地域のビジョンや方向性等を前提としているか)。
- ・取組によって、地域課題の解決に寄与するものとなっているか。

【⑤：継続性】

- ・本取組終了後も実施地域内において自立的、継続的な展開が想定できる取組であるか。
- ・来年度以降の具体的な取組が示されているか。

【⑥：加点要素】

- ・個別の法律において規定されている取組であること。(加点措置)
 - 指定棚田地域における二地域居住等(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第16条の2、第16条の3)
 - 半島振興対策実施地域における二地域居住等(半島振興法(昭和60年法律第63号)第13条の4、第15条の3)
 - 振興山村における二地域居住等(山村振興法(昭和40年法律第64号)第21条の4、第21条の5)

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和8年6月下旬を目処に応募者全員に通知する。

なお、予算の執行状況に応じて、応募のあった取組の中から年度途中に追加で選定を行う

場合がある。

(4) 採択後の手続

応募された取組が採択されたときは、個別に取組内容や支援額等について調整する場合があります。その際、国土交通省から、取組内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や取組内容に関する資料の提出を求めることがあります。

7. 支援の条件等

取組の実施者は、次の条件を守るものとする。

(1) 計画変更の承認等

取組の実施者は、やむを得ない事情により、取組の実施内容又は取組の実施に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

また、取組の実施者は、やむを得ない事情により、応募時点において計画された取組の実施が予定の期間内に完了しない場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 調査実施報告会議への出席等

取組の進捗・支援金の執行状況を調査・確認するため、国土交通省が実施する調査の受託者が主催する以下の会議に出席し、取組の実施状況等について報告すること（出席にかかる旅費等は「支援対象経費」に含むものとする）。

① 成果報告

取組の実施者は、取組期間の終盤に、その成果、今後の課題等を報告すること。

(3) 刊行等

取組の実施者は、取組の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、本調査の採択事例である旨を記載することができる。

(4) 経理書類の整理

取組の実施者は、取組の実施に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、契約の相手方となる国土交通省が実施する調査の受託者の求めに応じ、これらの帳簿及び証拠書類を提示・提出しなければならない。

また、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(5) 知的財産権の帰属等

取組の実施により生じた知的財産権は、取組の実施者に帰属する。ただし、取組の実施により生じた写真、資料等を国土交通省が利用する場合があります。また、その際、取組の実施者の

名称等を公表する場合がある。

なお、作成した取組の成果についてはHP等で公開することを想定している。

(6) 取得財産の管理

取組の実施により取得した財産の所有権は取組の実施者に帰属する。ただし、当該取組により取得した財産又は効用の増加した財産については、取組の実施後も、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(7) 取組中・取組後の協力について

取組の実施者には、取組の実施中及び実施後、当該取組及びその後の状況に関する調査・評価等のための国からのアンケートやヒアリング等への協力を求めることがある。また、原則として、団体の代表者（窓口）の氏名や連絡先は公表する。

8. 留意事項

- ①同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている取組は応募できない。
- ②同一の応募者が同一の提案内容を重複した応募はできない。
- ③応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を全て無効とする。
- ⑤応募書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- ⑥提出された応募書類は原則返却しない。
- ⑦採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑧応募書類の提出後は、原則として応募書類に記載された内容の変更はできない。
- ⑨この募集要領及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや支援金の返還を求めることがある。
- ⑩手続きの詳細については、今後変更する場合がある。

9. その他・問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部

担当：後藤、田中、前原

E-Mail：syaken_06★jmar.co.jp（★を@に変えて送信してください）

TEL：03-3578-7529（直通） ※平日10～18時（4/30（木）、5/1（金）を除く）

※問い合わせは5月29日（金）17時00分とする。